

## 車道・歩道等に「はみ出た立木などの枝払い」お願い

道路にはみ出た樹木や倒木などが、「通行人」や「車両」などの妨げとなりますので、樹木などの所有者の方は、**伐採または枝払い**を行うようお願いいたします。

次のような状態の樹木などの所有者の方にお願いたします。

- 1 道路・歩道に枝が出ている。
- 2 道路・歩道に枯れた枝や折れた枝が出ている。
- 3 道路標識が見えにくい。
- 4 大型車両などの通行に支障がある。

また、上記のような状態でなくても、そのおそれがある場合には、早めに枝払いを行うよう心がけて下さい。



事故が発生した場合には、**樹木などの所有者の責任を問われる**ことがありますので、特に強風や大雨のときに注意するなど、普段から管理に心がけるようお願いいたします。

大子工務所	道路管理課	電話	72 - 1715
大子町	建設課	電話	72 - 2611